JRTWU 九州労組

2015年
10月9日
NO.391

九州旅客鉄道労働組合
福岡市博多区博多駅前２丁目３－23
TEL ０９２－４７２－７９５０(代)
URL http：//www.jr-krwu.org
発行人／許斐元文　編集人／宮路　享

2015年度 労働協約を締結

厳しい条件のなか、７項目の前進を確認

勤務・賃金等の一部改正について

1　特別休日等の見直し

⑴　特別休日を年間58日とする。

⑵　１時間当り賃金額及び出向特別手当について次のとおりとする。

ア　１時間当り賃金額は、次の算式により計算する。

①　社員

$$1\text{時間当り賃金額}=\frac{(\text{基本給}+\text{都市手当}+\text{職務手当}+\text{技能手当})\times 12}{(\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間数})\times 255}$$

②　パートナー社員

・　基本賃金を月額で支払う者

$$1\text{時間当り賃金額}=\frac{(\text{基本賃金}+\text{地域手当}+\text{技能手当}+\text{リーダー手当}+\text{フロント手当月額})\times 12}{1\text{日平均労働時間数}\times 255}$$

・　基本賃金を日額で支払う者

$$1\text{時間当り賃金額}=\frac{\text{基本賃金}+\text{地域手当}+\dfrac{\text{リーダー手当}\times 12}{255}}{1\text{日平均労働時間数}}$$

③　嘱託再雇用社員

$$1\text{時間当り賃金額}=\frac{(\text{基本給}+\text{都市手当}+\text{職務手当}+\text{技能手当})\times 12}{(\text{各勤務種別ごとに定める1日平均労働時間数})\times 255}$$

イ　出向特別手当は、出向先の年間所定労働時間数が1,933時間45分を超え、かつ、年間所定休日数が110日に満たない場合に、110日と出向先の年間所定休日数との差の日数に応じて支払う。

なお、支払区分及び支払額は現行どおりとする。

⑶　平成28年４月１日から実施

2　半休使用事由の撤廃

・　半休を取得する際の使用事由を撤廃する。
・　平成28年４月１日から実施

3　育児休職期間の延長

・　社員、パートナー社員及び嘱託再雇用社員（以下、「社員等」という）が育児休職を取得できる期間を、子が３才に達する日までとする。
・　平成28年４月１日から実施

4　育児を行う社員等に係る始終業時刻の変更の適用条件の見直し

・　育児を行う社員等に係る始終業時刻の変更における、子に係る適用条件を小学校第3学年修了までとする。
・　平成28年４月１日から実施

5　育児を行う社員等に係る短時間勤務の対象者の拡大

・　出面勤務に従事する者又は乗務割の制により勤務する列車乗務員及び動力車乗務員（予備の勤務に就く者・実務見習をする者を含む）についても、3才に満たない子を養育する社員等が子の育児を行うために申し出た場合は、1日の労働時間を6時間とする。ただし、グループ作業に従事する場合など、事業の正常な運営を妨げる場合を除く。
・　平成28年４月１日から実施

6　休診日急患対応担当者指定料の支払対象の拡大

・　休診日急患対応担当者指定料の支払対象に薬剤師を加える。
・　平成27年10月1日から実施

7　育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度の新設

・　勤続3年以上の社員で、育児・介護を理由に平成28年4月1日以降退職した者のうち、退職時に、当該退職事由が消滅した場合の再雇用を希望する旨の申出があった者については、退職後10年以内に限り、選考のうえ、社員として再雇用することができる制度を新設する。なお、選考方法及び採用にあたっての労働条件等については、その都度決定する。
・　平成28年４月１日から実施

次世代育成・介護支援など、一定の成果引き出す

【これまでの経緯】

本部は、２０１５年度労働協約改訂について、７月29日の申入れ以降、会社側と協議を積み重ねてきた。交渉では、国鉄改革の使命であった株式上場・完全民営化が実現できるまでになったのは、各種効率化施策や、増収等に対する組合員の理解と協力があったからこそであり、社員・組合員がより意欲をもって働ける環境と、上場会社に相応しい労働条件をつくるよう、強く求めてきた組合に対し、九州地区における人口の減少や、東九州道の延伸による他輸送機関との競合、今後の要員需給が逼迫するなど、会社を取り巻く環境は、厳しい状況に変わりないとする会社側との交渉は平行線を辿り、難航を極めた。

そのようななか、本部は業務部を中心に、要求実現にむけて重点項目を絞り込み、拡大業務部長会議のなかで最重点項目として15項目を設定、粘り強く取り組んできた結果、９月25日に会社側より「勤務・賃金等の一部改正について」①特別休日等の見直し、②半休使用事由の撤廃、③育児休職期間の延長、④育児を行う社員等に係る始終業時刻の変更の適用条件の見直し、⑤育児を行う社員等に係る短時間勤務の対象者の拡大、⑥休診日急患対応担当者指定料の支払対象の拡大、⑦育児・介護を理由に退職した社員を対象とした再雇用制度の新設について回答を引き出し、持ち帰り中央執行委員会で協議した結果、団体交渉で強く主張してきた株式上場に相応しい労働条件の向上策が示されなかったことは大変遺憾であるものの、特別休日の増や、次世代育成・介護支援制度の充実が一定程度図られたことから、これ以上の要求前進は困難と判断し、同日妥結・調印した。

本部は、今労働協約改訂交渉で対立となった多くの課題解決にむけ、引き続き取り組みを強化していくとともに、株式上場に相応しい労働条件の確立にむけて邁進していくこととする。

JR連合九州地協 第24回定期委員会

ＪＲの代表産別としての責任と自覚をもった運動の展開を

ＪＲ連合九州地方協議会（九州地協）は、９月26日、福岡市で第24回定期委員会を開催し、２０１４年度の活動を総括するとともに、新たな活動方針を満場一致で決定した。

委員会には、代議員、来賓、傍聴者を含め、70名が出席、議長に住吉一家代議員（ＪＲ九州労組）を選出し、議事が進められた。常任委員会を代表し、あいさつに立った許斐議長（ＪＲ九州労組中央執行委員長）は、「安倍政権は、改正労働者派遣法に続き、国民の半数が反対している『安全保障関連法案』も、衆参で強行採決し、我が国の立憲主義が根底から覆される状況となっている。来年夏の参議院選挙から、選挙権が18歳に引き下げられるが、国民が主役となる政治になるよう、今後の若い世代に期待したい」と所見を述べるとともに、①安全最優先の職場風土づくり②政治的政策課題の取り組み③２０１６春闘への取り組みの三点について、問題提起を行い「ＪＲ連合九州地協に結集する加盟単組が一丸となって、ＪＲが果たす社会的役割と自覚を持って取り組んでいこう」と呼びかけた。

議事では「安全の確立」や「民主化闘争の前進」などを運動の柱とした方針（案）を提起、ＪＲの代表産別としての責任と自覚をもって、力強く運動を展開していくことを参加者全員で確認した。

また、役員選出では、長年に亘り九州地協の運動を牽引してきた越智直樹副議長（ＪＲ九州バス労組）が退任、許斐議長をはじめとする新役員体制を確立し、新生ＪＲ連合九州地協としての一歩を踏み出した。２０１５年度の三役体制は次の通り。

役職名	氏名	単組名
議　長	許斐　元文	ＪＲ九州労組
副議長	竹本　俊文	ＪＲ西労組
〃	羽木　宏	貨物鉄産労
〃	角当　智重	ＪＲ九州バス労組
事務局長	延時　勝敏	ＪＲ九州労組

地域活性化ボランティア
＝山梨県早川町＝

また来年も！笑顔で再会誓う

ＪＲ連合は、９月12日～13日の２日間、山梨県早川町において、全国から集まった１８名の組合員（ＪＲ九州労組から２名）が参加するなか「地域活性化ボランティア活動」を行った。

山梨県の西部に位置する早川町は、日本で最も人口の少ない町であり、その中の保（ほ）集落は、高齢化率が50％と、高齢化や過疎化が一段と進むなかで、創意工夫を凝らしながら地域の活性化に取り組んでいる集落である。

ＪＲ連合も、労働組合の社会的な役割に鑑み、ボランティア活動を重要な活動のひとつに位置付け、2008年度から年２回、早川町にボランティアチームを派遣する取組みを進めてきており、今年で１７回目となる。今年は、未耕作地の荒れ果てた箇所の整備、伐採、獣害防止柵に絡まったツル切り、用水路の草刈りなど、地域の方々のニーズに合わせた作業を行いながら、集落に住む方々との交流を通じて、地域の活性化や活動の重要性を参加者全員で確認するとともに、来年の再会を笑顔で誓い合った。

ＪＲ連合は、早川町でのボランティア活動を先進事例として、引き続き活動内容の充実を図ることとしており、ＪＲ九州労組も積極的に参加していくこととしている。　【通信員　本多洋一】

福岡県苅田町議選

井上・遠田氏 議席守る
ＪＲ小波瀬駅周辺整備の早期実現など訴え

任期満了に伴う福岡県苅田町議会議員選挙は、９月27日投開票され、ＪＲ九州労組準公認候補の井上修氏（元ジョイロード行橋支店）が５回目、遠田孝一氏（元小倉工場総務課）が２回目の当選を勝ち獲り議席を守った。投票率は、58・88％で、前回（２０１１年９月施行）を０・67ポイント上回った。

今回の選挙戦は、定数16名に対して、元職１人、新人５人を含む21人が立候補する激戦となったが、両候補は、ＪＲ小波瀬西工大前駅の周辺整備事業の早期実現や、ＪＲ苅田駅を中心とする商店街の活性化、教育・福祉政策の充実など魅力ある街づくりを訴え、多くの有権者からの支持を獲得、厳しい選挙戦を見事勝ち抜き、現職の強さを見せつけた。【号外既報】

これまで、井上・遠田両候補の支援にご尽力いただいた北九州支部、筑豊支部、小倉工場支部の組合員、家族の皆さまに敬意を表するとともに、引き続き変わらぬ支援をお願いしたい。井上、遠田両候補の議会での更なる活躍が期待される。

2015年度年末手当
3・0ヶ月を要求
支払日を12月10日に

本部は、９月25日に開いた第４回中央執行委員会で、「基準内賃金３・０か月分、12月10日を支払日」とする２０１５年度の年末手当要求を決定し、同30日に会社側へ申し入れた。

その他、55才以上の社員に対する加算措置や、嘱託再雇用社員及びパートナー社員に対しても、社員に準じた支払月数とするよう求めており、今後交渉で協議していくこととなるが、組合員の力強い支援を要請する。

一日も早い領土返還の実現を願う
２０１５平和行動in根室

連合は９月12日～13日、北海道根室市において「２０１５平和行動in根室」を行い、全国から多くの仲間が集まるなか、ＪＲ連合からも６名（ＪＲ九州労組から２名）が参加した。連合は毎年６月から９月までを「平和行動月間」と位置付け、オキナワ、ヒロシマ、ナガサキ、北海道（根室）の地で平和行動を展開し、平和の尊さと世界恒久平和を訴えている。

初日は「北方四島学習会」と題し、北海道立北方四島交流センターにて、各種セミナーや資料館を見学し、平和や人権について学んだ。また、翌13日は納沙布岬・望郷の岬公園で開かれた「２０１５平和ノサップ集会」に参加、北方領土返還運動に取り組む方々の切実な想いを次世代に確実に継承していくことを参加者全員で確認しあった。

今年で戦後70年迎えたが、北方領土は未だロシアにより不当に占拠されている。当時、北方四島に住んでいながら、強制的に島を追い出された約１万７千人の住人の方々も高齢化が進み、当時の住人の方々の想いと、今後の運動を次世代へと継承する取り組みは急務であり、一日も早い北方領土の返還が求められている。

【通信員　井口祥一】

ワンポイント学習 北方領土って？

北海道東部、根室半島の沖に接する択捉島（えとろふ）、国後島（くなしり）、色丹当（しこたん）、歯舞（はばまい）群島のことをいい、江戸時代に日本人によって開拓された。しかし、１９４５年（昭和20年）の第二次世界大戦後、ソ連軍（現在のロシア軍）により不当に占拠された。日本政府は、ロシア政府に対し、返還を求めているが、実現には至っていない。